

一般財団法人徳山地区漁業振興基金の令和3事業年度の決算に関する書類の提出について

一般財団法人徳山地区漁業振興基金の令和3事業年度の決算に関する書類を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2第1項の規定により、別紙のとおり市議会に提出する。

令和4年9月5日 提出

周南市長 藤 井 律 子